

特定再資源化預託金等の使途に関する提案(答申)

(平成 28 年 9 月 資金管理業務諮問委員会)からの抜粋

「今後の特預金活用の対象として提案する使途案」

現行制度の範囲における用途案

<p>施策</p>	<p>不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充</p>
<p>該当法令</p>	<p>法第 106 条に規定される再資源化等業務のうち同条4号に規定される業務に該当</p>
<p>内容</p>	<p>《施策の目的》 不法投棄・不適正保管事案の解消に向けた更なる取組みの実施</p> <p>《施策の概要》 JARC 再資源化支援部は、指定再資源化機関として法第 106 条4号に基づき、特預金を原資として不法投棄等対策支援事業を実施している。 不法投棄・不適正保管の現況調査については、現行業務の中で取組みを進めており、その結果を受けて今年度の下期には事案の解消に向けた対策を検討することとしている。 不法投棄・不適正保管事案の更なる解消を図るべく、前記の取組みに加え、不法投棄等対策支援事業の拡充・徹底を行う。</p> <p>《具体的な施策例》</p> <p>①不法投棄・不適正保管事案に関する詳細な調査と対策の検討</p> <p>全国の不法投棄・不適正保管事案の状況について詳細な調査を外部委託し、それを基にした対策の取りまとめ等を実施する。こうした内容を国に報告するとともに自治体にも情報提供し、必要な助言、その他の協力を行う。</p> <p>②自治体に対する研修等ニーズの調査及び実施</p> <p>③自動車の不法投棄等に関する相談窓口の拡充 指定再資源化機関の4号業務での対応として、既存の相談窓口を拡充し、不法投棄等について個人からの通報や相談も受けられるようにする。 こうした取組みに関する広報活動も広く展開する。</p> <p>《当該施策に関連する国及び自治体、その他検討会等で審議、対応状況》 国においては、不法投棄・不適正保管事案の削減のための取組を検討し、平成 28 年度の合同会議で報告する予定である。</p>
<p>概算額</p>	<p>3億円/5年(5年間を目途として実施を予定しているため、5年分の費用としている。) ※概算額はあくまでも現時点での前提における金額</p>

現行制度の範囲における使途案

<p>施策</p>	<p>自動車リサイクル情報システムの刷新</p>
<p>該当法令</p>	<p>法第 93 条に規定される資金管理業務及び法 115 条に規定される情報管理業務に該当</p>
<p>内容</p>	<p>《施策の目的》 自動車リサイクル情報システムのライフサイクルに対応した大規模刷新と改善策の実施</p> <p>《施策の概要》 平成16年から稼働する自動車リサイクルの情報システムについては、平成35年度を目途に大規模な刷新を計画している。 当該刷新は、基幹業務システムのライフサイクルに対応したものであるが、現在使用している情報システムの能力を維持したうえでの、将来の情報システムにおけるフレキシビリティの拡充等のシステム改善策についても対応を予定している。 当該費用の発生額及びその負担のあり方については現時点では未定であるが、当該費用の内ユーザー負担部分(資金管理料金及び情報管理料金による充当分)について特預金を充てることとする。</p> <p>《具体的な施策例》 以下のシステム改善を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ユーザー負担の軽減に資する情報システムの利便性・効率性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化預託金等の収納代行委託先のデータ入力等の軽減等、ユーザー負担が軽減されるようなシステムの効率化 ②自動車リサイクルの高度化に資する情報システムのフレキシビリティの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ASRリサイクル費用を原資としたバンパーやガラス等のマテリアルリサイクルへのインセンティブの仕組みへのシステム対応 ・3品目以外の追加品目に対応し得るシステム改善 ③情報システムで管理する情報活用の拡大のためのシステム改善 <ul style="list-style-type: none"> 情報システムにおいて管理する情報の社会的活用を見据えた入力情報データベースの高度化 ④法令違反や誤預託等のチェック機能の拡充
<p>概算額</p>	<p>37 億円(平成 35 年度を目途に予定している刷新費用のユーザー負担額を概算額としている。)</p> <p>※概算額はあくまでも現時点での前提における金額</p>

現行制度の範囲における使途案

<p>施策</p>	<p>自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新</p>
<p>該当法令</p>	<p>法第 93 条に規定される資金管理業務及び法 115 条に規定される情報管理業務に該当</p>
<p>内容</p>	<p>《施策の目的》 自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新</p> <p>《施策の概要》 5～7年程度のサイクルで自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新を行う必要があり、そのための費用が発生する。 当該費用は通常は、次期資金管理料金の算定で配慮することになるが、特預金の使途とすることにより、ユーザー負担(資金管理料金の充当分)の低減を図る。</p> <p>《具体的な施策例》 ①保守期限を迎えたハードウェアの交換 ②保守期限を迎えたソフトウェアのバージョンアップ ③上記2点に伴うプログラムの修正</p>
<p>概算額</p>	<p>14億円(平成31年度を目途に予定している機能維持のための更新対応費用のユーザー負担額を概算額としている。)</p> <p>※概算額はあくまでも現時点での前提における金額</p>

現行制度の範囲における使途案

施策	大規模災害への対応
該当法令	① 法第 93 条に規定される資金管理業務に該当 ② 法第 106 条に規定される再資源化等業務のうち同条第2号に規定される業務に該当
内容	<p>《施策の目的》 大規模災害発生時の自動車リサイクルの円滑化</p> <p>《施策の概要》 自動車リサイクル制度のロバスト性 ※20 向上としての大規模災害発生時の自動車リサイクルの円滑化に向け、①災害発生時のセーフティネット機能としての再資源化預託金等の預託及び②事前対応としての情報提供・協力事業を実施する。</p> <p>《具体的な施策例》</p> <p>① 発生時の対応：番号不明被災自動車への対応 大規模災害において発生した番号不明被災自動車に対し、資金管理料金を原資として、再資源化預託金等の預託を行う。当該預託に対し、特預金を充当する。（同様の対応を東日本大震災において実施済み。） また、当該費用については特預金残高から一定額を確保しておく。</p> <p>② 事前対応：番号不明被災自動車への対応の円滑化に資する情報提供・協力事業 大規模災害発生に備えた事前対応として、地域に応じた自治体と自動車リサイクル関連事業者等の連携等への支援を行うとともに以下の情報提供・協力等を指定再資源化機関の2号業務として実施し、当該費用に特預金を充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体における番号不明被災自動車に関する処理計画の策定・検討状況の調査 ・過去の大規模災害時における自治体の対応事例の調査・分析 ・大規模災害時における官民連携の手引き書の作成 ・大規模災害地域ブロック協議会・連絡会（自治体等）への協力 ・南海トラフ巨大地震を想定した自動車の被害の推計調査 <p>《当該施策に関連する国/自治体、その他検討会等で審議、対応状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害廃棄物対策を強化すべく、環境省地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会又は連絡会が全国8箇所に設置された。 ・協議会又は連絡会においては、平時からの備えとして、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定を目指して、関係者間の調整を行ったり、地域ブロックにおける共同訓練の開催に向けて、まずは自治体が策定する処理計画の策定に当たって助言、各自治体が行う訓練への協力を実施している。 ・これらの協議会又は連絡会と連携しつつ、適切な情報共有・協力等を行う必要がある。
概算額	① 20 億円（大規模災害発生に備えて、事前に確保する。東日本大震災の際は特預金を活用した。） ② 1億円/5年（5年間を目途として実施を予定しており、その期間の費用としている。） ※概算額はあくまでも現時点での前提における金額

※20：環境変動に対する変化を阻止するような内的な仕組みや性質のこと。強靱性、堅牢性などともいう。

現行制度の範囲における使途案

施策	情報発信等の拡充
該当法令	<p>法第 93 条に規定される資金管理業務、法第 106 条に規定される再資源化等業務のうち同条第2号から第5号に規定される業務、及び法第 115 条に規定される情報管理業務に該当</p>
内容	<p>《施策の目的》 各関係主体と連携して情報発信等の取組みを拡充することにより、より安定的・かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展に向けて、今まで以上の周知活動を行うとともに、関係主体間の連携の促進、補完強化を図る。</p> <p>《施策の概要》 自動車ユーザー等の便益に資する情報収集・発信、ならびに自動車ユーザー等を始めとした自動車製造業者等、関連事業者、自治体などの関係主体との情報共有の取組みを行う。</p> <p>《当該施策に関連する国/自治体、その他検討会等で審議、対応状況》 平成27年度の合同会議での提言を受けて、有識者や自動車関連団体等からなる「情報発信の在り方等に関する検討会」を発足し、より安定的かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展に向けて、自動車ユーザー等の便益に資する情報収集・発信、ならびに自動車ユーザー等を始めとした自動車製造業者等、関連事業者、自治体等の関係主体との情報共有の取組みについての検討している。本検討会での提言がなされた施策についても下記施策例に記載している。 今後、本検討会の検討結果を取りまとめ、平成 28 年度の合同会議に報告する予定である。</p> <p>《具体的な施策例》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車リサイクル制度施行後の環境負荷低減情報の調査及び情報発信 ② メーカー、車種ごとの再生資源の利活用の調査及び情報発信 ③ リユース・リビルト部品に係る詳細データの定期的、定点的な収集・取得・整理及び収集項目検討の実施 ④ 海外との自動車リサイクル制度の比較の調査及び情報発信 ⑤ 使用済自動車の引取り価格情報の取得と公開 ⑥ 外国人向けの映像制作、既存資料の複数言語化 ⑦ 子供向け広報映像、広報ツールの制作 ⑧ ユーザーに対するアンケート調査、ユーザー等のニーズを把握するための意見交換会の実施 ⑨ 預託済み自動車の国内流通状況の定点観測 ⑩ 使用済自動車から解体自動車の流通状況の定点観測 ⑪ 様々な媒体、ツール等を活用した自動車ユーザー等への情報発信 ⑫ JARC が管理するデータの活用ニーズの調査及び情報発信
概算額	<p>13 億円/5年(新たな取組みの定常業務化の検討や定常業務の見直し等を考慮し、5年間を一つの区切りとして、5年分の費用としている。本施策については、その費用負担についても今後整理を行う必要がある。)</p> <p>※概算額はあくまでも現時点での前提における金額</p>

現行制度の範囲における使途案

<p>施策</p>	<p>再生資源等を活用した自動車に対する再資源化等預託金の割引</p>
<p>該当法令</p>	<p>法第 98 条第2項の規定に該当</p>
<p>内容</p>	<p>《施策の目的》 再生資源等を多く使用している自動車の購入者に対して再資源化等預託金の割引を実施するとともに、その重要性の周知を図る。</p> <p>《施策の概要》 法で規定されている特預金を原資とした再資源化等預託金の割引について、再生資源等を多く使用した自動車を対象とするなど、再生資源の活用や環境配慮設計の促進等、市場では進展が限定的な取組みに対して、その促進を図る。</p> <p>《具体的な施策例》 一定の基準を超えて再生資源等の活用がなされている自動車を新たに購入した場合、その再資源化等預託金の一部について割引を行う。期間は、再生資源等に関する自動車メーカー等における活用及び自動車ユーザーへの周知の定着等を勘案し、10 年程度を予定する。</p> <p>《当該施策に関連する国/自治体、その他検討会等で審議、対応状況》 国において、平成27年度の合同会議での提言を受けて、有識者や自動車工業会等、解体事業者、破碎事業者等からなる「自動車リサイクルに係る3Rの推進・質の向上に向けた検討会」を設置し、再生資源等を多く使用した自動車に経済的なインセンティブを付与するという検討結果がとりまとめられた。 今後、本検討結果を平成28年度の合同会議に報告する予定である。</p>
<p>概算額</p>	<p>法の規定上、他の使途に出えん等を行っても、「なお主務省令で定める額を超える額の特預金があるときは」としていることから、概算額も現時点では未定である。また、主務省令で定める額についても現時点では未規定である。 期間については、再生資源等に関する自動車メーカー等における活用及び自動車ユーザーへの周知の定着、自動車ユーザーの購入機会^{※21}の公平性等を勘案し10年程度を予定する。</p>

※21:平成 28 年4月に一般社団法人日本自動車工業会が公表した「2015 年度乗用車市場動向調査」によると買い替え時における前保有新車の保有期間(使用期間)は平均で 7.5 年であった。